

## 三重県における野生イノシシ豚コレラ陽性事例に伴う本県の対応について

### 1. 経緯

6月26日(水)、三重県いなべ市において捕獲された野生イノシシ2頭で豚コレラ陽性が確認され、本県の一部(米原市、多賀町、東近江市)がその確認場所から半径10kmの捕獲調査区域内となった。

### 2. 本県の対応

#### (1) 豚飼養者への飼養衛生管理基準遵守の徹底指導

- ・緊急消毒の実施(7月末までに全戸で実施)
- ・電話または立入りによる指導

#### (2) 野生イノシシの感染確認検査の実施

##### ① 捕獲イノシシ(猟友会等が採材)

- ・捕獲場所にて血液を採取
- ・検査材料は、ストックポイントへ搬入し、家畜保健衛生所が回収・検査
- ・死体は捕獲場所にて埋却後、周囲を消毒

\* 猟友会等に対し、採材や消毒方法等について家畜保健衛生所から事前説明

\* スtockポイントを調整

##### ② 死亡イノシシ(家畜保健衛生所が採材)

- ・死亡個体の発見現場にて、検査材料(扁桃)を採材
- ・管理者にて処分

### 3. 今後、県内の野生イノシシで陽性が確認された場合の対応

- ① 発見場所から10km圏内に所在する豚飼養者へ立入検査
- ② 当該飼養者への報告徴求(確認後28日間)
- ③ 発見場所から10km圏内の野生イノシシの感染確認検査
- ④ 当該圏内における野生イノシシの強化捕獲
- ⑤ 死亡イノシシ検査の継続

